広域観光周遊バス「ふくの旅、山口号」

プロモーション支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広域観光周遊バス「ふくの旅、山口号」プロモーション支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、令和6年度に実証運行した広域観光周遊バス「ふくの旅、 山口号」角島・元乃隅神社コースについて、令和7年度以降、周遊バスの企画・ 運営を行う事業者を選定し、その事業者に対してプロモーションに係る経費を 支援し、令和8年度または令和9年度に自走させることを目的とする。

(補助事業者)

- 第3条 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、バス等を運営するバス会社または企画・運営を行う旅行会社であり、かつ、次の各号の要件を全て満たす者とする。
 - (1) 山口県税の滞納をしていないこと。
 - (2) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年 法律第77号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する暴力団をい う。以下同じ。)
 - イ 暴力団又は暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が その経営又は運営に実質的に関与している者
 - (3) 役員等(法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所の代表者 その他これらの者と同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場 合はその代表者、 理事その他これらの者と同等の責任を有する者をいう。) が次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員

- イ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は 第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を 利用している者
- ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するな ど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- エ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- オ イからエに掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(交付の対象及び補助対象経費等)

- 第4条 補助金の交付の対象は、別表1、2、3の要件を満たす事業であり、かつ、補助事業者が事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として(一社)山口県観光連盟「以下、観光連盟」が認める経費(以下「補助対象経費」という。)とする。
- 2 補助率は10/10とし、補助上限額は9,000千円とする。
- 3 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その 端数金額を切り捨てるものとする。
- 4 補助対象経費の区分は、観光周遊バスに係るプロモーション経費とする。

(計画の採択等)

第5条 観光連盟は、前条に規定する事業計画書等を受理したときは、内容を審査し、当と認めたときは、当該事業計画を採択するとともに、予算の範囲内で、 当該計画に係る補助金内示額を、補助対象者に通知するものとする。

(計画の採択等)

第6条 観光連盟は、前条に規定する事業計画書等を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、当該事業計画を採択するとともに、予算の範囲内で、当該計画に係る補助金内示額を、補助対象者に通知するものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請書(様式 第1号)及び添付書類を観光連盟が定める期日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 観光連盟は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査 し、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、補助対象者に通知するも のとする。

(変更申請)

- 第9条 補助対象者は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ補助金に係る補助事業の内容(経費の配分)の変更承認申請書(様式第2号)及び添付書類を観光連盟に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、各経費区分(科目)の 20%以内の増減等、観光連盟が軽微な変更と認める場合は、この限りでない。
- 2 観光連盟は、前項の申請書を受理し、適当と認めたときは、予算の範囲内で変更の承認を行い、当該補助対象者に通知するものとする。この場合において、 観光連盟は、必要に応じ条件を付すことができる。

(中止又は廃止)

第10条 補助対象者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、速やか に補助金に係る補助事業の中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を観光連盟 に提出し、その承認を受けなければならない。

2 観光連盟は、前項の承認申請書を受理し、適当と認めたときは、中止又は廃止の承認を行い、当該補助対象者に通知するものとする。この場合において、 観光連盟は、必要に応じ条件を付すことができる。

(状況報告)

第 11 条 観光連盟は、必要に応じて、補助事業の遂行状況について、補助金に係る補助事業遂行状況報告書(様式第 4 号)を別に定める期日までに補助対象者に提出させることができる。

(実績報告)

第12条 補助対象者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から20日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金に係る補助事業実績報告書(様式第5号)及び添付書類を観光連盟に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第 13 条 観光連盟は、前条に規定する報告書を受理したときは、必要に応じて現 地調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助対象者に通知 するものとする。
- 2 観光連盟は、前項の場合において、既にその額を超える補助金が交付されて いるときは、当該補助対象者にその額の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第14条 観光連盟は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付している補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
- 一 法令、この要綱又はこれらに基づく観光連盟の指示に違反したとき
- 二 補助金を交付対象事業等以外の用途に使用した場合
- 三 補助対象事業等に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合
- 四 補助の決定の後生じた事情の変更等により、補助対象事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 五 補助対象者が、第3条第2項第1号から第5号のいずれかに該当することと なったとき
- 2 観光連盟は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分 に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は 一部の返還を命ずる。
- 3 観光連盟は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 前2項の規定による返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、 観光連盟は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納

に係る 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第15条 観光連盟は、第13条第1項の規定により補助すべき補助金の額が確定 した後に、補助対象者に対して補助金を支払うものとする。ただし、必要があ ると認められる場合は、概算払をすることができる。
- 2 補助対象者は、補助金の一部について概算払いを受けようとする場合は、概算払請求書(様式第6号)を観光連盟に提出しなければならない。
- 3 補助対象者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに精算払請求書 (様式第7号)を観光連盟に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第 16 条 補助対象者は、補助事業に要する経費について、他の経理と区分して、 その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証 拠書類とともに補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度 から 5 年間保管しておかなければならない。

(事業成果の報告)

- 第17条 補助対象者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、事業実施による成果等について、観光連盟に報告しなければならない。
- 2 前項による報告は事業成果報告書(様式第8号)とする。

(消費税及び地方消費税の取り扱い)

第18条 収支予算書及び収支報告書の算定においては、消費税及び地方消費税 は補助対象経費から除外して算定するものとする。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は 別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月14日から施行する。

補助金の交付要件 (バスの運行)

1 期間 令和7年4月下旬~令和8年3月29日(日)

2 コース

区分	内 容
発 地	湯田温泉とし、新山口駅を経由すること。
着 地	湯田温泉とし、新山口駅を経由すること。
周遊先	・角島大橋(下関市)、元乃隅神社(長門市)を周遊すること。・出発から到着まで9時間程度とする。
ターゲット	・首都圏及び関西圏の 50 代~60 代の女性・台湾、中国など中華圏のインバウンド観光客

3 バス料金

○自走を見据えた適正なバス料金とすること。

4 収支計画書案の作成

- ○次年度から自走を想定している年度までの収入 (乗車料金×乗車人数見込み)及び支出 (運行経費及びプロモーション費用) を収支予測した収支計画書案を作成し、その根拠も含めて計画 書に記載すること。
 - ※運行に係る経費とは、貸切バス費用、駐車場費用、ガイド費用、システム費用、施設入場料等とし、プロモーション費用と分けること。
- ○収支計画書は、年間を通してプラスとなることを想定した収支 予測を立てること。

5 その他

- ○立ち寄り時間や昼食箇所・時間を考慮した設定とすること。
- ○バスの定員は45名とし、原則大型バスを使用すること。ただし、以下の場合はこの限りではない。
 - ・直前の予約状況などを鑑み、大型バスを必要としない場合
 - ・大型バスの確保が難しい場合
- (公社) 山口県バス協会に加盟するバスを使用するよう配慮すること。

ただし、バスの確保が難しい場合はこの限りではない。

- ○バス車内に観光案内ガイドを付けること。
- ○インバウンド利用者を想定し、多言語対応など快適な利用ができる環境を整備すること。
- ○運行状況について、定期的(月1回以上)に報告すること。
- ○旅行業法等、関係法令を遵守すること。
- ○コースの案内チラシを作成すること。

補助金の交付要件 (プロモーション・販売等)

- 1 プロモーション
 - ○ターゲット層にタビマエ、タビナカで効果的に周知すること
 - ○チラシの制作・配布は多言語対応(日本語・英語・繁体字)とすること。
 - ○将来的な自走を視野に入れ、効果的且つ一過性とならない持続性 のプロモーション方法となるよう工夫すること。
- 2 予約・販売・管理体制
 - ○予約・販売については、専用サイトを必須とするほか、電話予約 や国内及び海外のOTAサイトなど幅広い方法を検討すること。
 - ○最少運行人数は1名以上とし、受付締切日を設定すること。
 - ○利用者からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口を設 けるなど運営管理体制を構築すること。

別表3 (第1条関係)

補助金の交付要件(効果検証・データ分析)

1 効果検証

下記事項について、月1回以上観光連盟に報告すること。

- ① 予約·販売状況
 - ○乗車予約及び実績(予約人数、催行回数、実乗車人数)
 - ○旅行者の利用者属性(国籍、居住地)

② 効果検証・データ分析

調査に基づく効果の検証及び改善策など自走に繋がる方策を検 討するため、アンケートを実施すること。なお、以下の条件は必 須とすること。

- ○国籍、居住地、年齢、宿泊の有無、現地での消費額などの顧客 情報
- ○多言語対応 (日本語・英語・繁体字)
- ○日本語に翻訳・集計した Raw-Data の提出

③ 専用サイトデータ

Google アナリティクス等で「ふくの旅 山口号」バス予約ページのログを開示すること。なお、以下の条件は必須とすること。

- ○バス予約ページの表示回数・ユーザー数・平均エンゲージメント時間
- ○流入元 (どこのページからバス予約ページに流入してきたか)
- ○https://yamaguchi-tourism.jp/からバス予約ページへ流入してきた際の表示回数・ユーザー数・平均エンゲージメント時間